

議 事 録

令和4年度四万十町農業委員会2月総会

日 時 令和5年2月28日(火)午後2時00分 開議

場 所 四万十町役場 本庁東庁舎 1階 多目的大ホール

日 程

- | | | |
|----|--------|---------------------------------|
| 第1 | 指定第21号 | 会期の決定について |
| 第2 | 指定第22号 | 議事録署名委員の指名について |
| 第3 | 報告第25号 | 農地法第3条の3の規定による届出について |
| 第4 | 報告第26号 | 非農地証明事務処理報告 |
| 第5 | 議案第45号 | 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について |
| 第6 | 議案第46号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について |
| 第7 | 議案第47号 | 四万十町農用地利用集積計画の決定について |
| 第8 | 議案第48号 | 農用地利用配分計画案に対する意見決定について |
| 第9 | | その他 |

〔出席委員〕

- | | | | | |
|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 下元 弘章 | 2. 掛水 誠幸 | 3. 廣井 栄治 | 4. 小野 重明 | 5. 濱田 誠 |
| 6. 欠席 | 7. 欠席 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 欠席 | 10. 東出 一茂 |
| 11. 土居 稔 | 12. 竹村 加壽子 | 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮 | 15. 竹内 純 |
| 16. 中原 英昭 | 17. 宮脇 眞弓 | 18. 梶原 美智 | 19. 太田 祥一 | |
| 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 西井 健夫 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 欠席 | 26. 欠席 | 27. 市川 正司 | 28. 大西 博之 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 澤田 憲男 | 31. 武市 敏男 | 32. 山本 奨一 | 33. 欠席 | 34. 平野 直人 |
| 35. 山崎 力 | 36. 上野 渡 | 37. 佐々木 通 | 38. 秋田 公幸 | 39. 吉田 健夫 |

〔欠席委員〕

- | | | | | |
|-----------|---------|---------|----------|---------|
| 6 下元 誠一郎 | 7 浜田 大彰 | 9 山本 道雄 | 25 常石 幸浩 | 26 甲把 雄 |
| 33 橋本 健太郎 | | | | |

〔事務局〕

西田 尚子・杉本 孝成・池本 拓矢・森本 太貴・宮本 和也・山川 美恵

会長

大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。2月も後半になりまして、本当に暖かくなってきました。今年の冬は本当に寒くて、いつになったら暖かくなるんだろうなと思っておりましたが、ここにきてやっと春の兆しが見えてきたような感じになっております。まず2月の最初になりますが、2月7日に鳥取県の中部農業委員会協議会の方から視察がございまして、役員と職員で対応致しました。詳しい内容につきましては、また事務局からお話があると思います。それと2月の6日でしたが、トルコ、シリアの大地震が起きました。本当にビルがあんなに粉々に壊れるんだと、考えられないほど粉々に壊れて、その瓦礫の下敷きになったりして、5万人超すような方が犠牲になっております。本当にこう悲惨な光景を見ました。東日本の大地震のこともありますので他人事でないような気がいたします。本当に地震の恐ろしさを改めて感じさせられました。また、2月24日にはロシアのウクライナへの軍事侵攻から1年が経ちました。1年前の24日の日には、本当に突然のロシアの攻撃で逃げる間もなく、たくさんの方が犠牲になりました。ロシアが突然攻めてきて人があんな光景になるとは、今の現代にこんなことがあるんだなど。めっちゃめっちゃに壊されたビル、人が何人も犠牲になった状況を見て、本当に悲惨な思いがしました。未だにその戦争は終わっておりません。また、いつ終わるともまだ見通しがついておりません。早く終息すればいいなと思っております。

コロナの状況は本当に、最近になってようやく下火になってきました。百数十人とか、昨日一昨日ぐらいまでは60何人30何人という形で、今日はまた増えるかもわからないですが、最近だいぶ落ち着いてまいりました。

明日から3月になります。桜の開花予想も発表されまして高知県では19、20日ごろ咲くんじゃないかと言われております。だんだん暖かくなりまして、農作業の方もいろいろ忙しい時期になってきますので、お体に気をつけてこれからも頑張っていたきたいと思っております。それでは只今より2月総会を始めたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長

ただ今から、令和4年度四万十町農業委員会2月総会を開会いたします。

総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。

今回の発声は議席番号24番市川絢子委員に申し上げます。

ご起立をお願いします。

憲章は、添付資料の最後にございます。

24番

～四万十町農業委員会憲章の朗読～

委員

～朗読～

議長

本日の会議に、6番 下元誠一郎委員、7番 浜田大彰委員、9番 山本道雄委員、25番 常石幸浩委員、26番 甲把雄委員、33番 橋本健太郎委員からの欠席

の届けが出ております。

議長 次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員16名、推進委員17名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。

それでは、議事に移ります。

日程第1、指定第21号「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。令和4年度四万十町農業委員会2月総会の会期は、令和5年2月28日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。

次に、日程第2、指定第22号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に10番東出一茂委員と36番上野渡委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて、日程第3 報告第25号 「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第25号「農地法第3条の3の規定による届出について」をご報告します。議案書は、3ページからです。件数につきましては、窪川地域2件になります。なお、相続人の住所・氏名については、議案書のとおりです。

番号1番、土地の所在地、若井川字東田1670番、地目、田、面積765㎡。他1筆あり、合計2筆 面積1,472㎡です。届出日 令和5年1月19日、届出事由、相続。あっせん希望については、希望しない、となっております。

続いて番号2番、土地の所在地、桧生原字押谷190番、地目、畑、面積109㎡。他36筆あり、合計37筆 面積15,317.08㎡です。届出日 令和5年1月20日、届出事由 相続。あっせん希望については、希望しないとなっております。

説明は以上です。

議長 報告第25号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ、報告第25号は終わります。

議長 続いて、日程第4 報告第26号「非農地証明事務処理報告について」を議題と

します。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 26 号「非農地証明事務処理報告について」を報告します。

四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 6 項及び四万十町農業委員会事務局規定第 8 条第 5 号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。

議案書 6 ページから 7 ページをご覧ください。今月は窪川地域から 4 件、西部地域から 2 件となっております。

番号 1 番。添付資料は 1 ページから 2 ページです。宮内字後口田 440 番 2、地目、田、面積、36 m²です。申請地は 1968 年以前に倉庫を建築し、現在に至っております。令和 5 年 1 月 24 日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のエイ 人為的に転用して既に 20 年以上経過している土地と認め、令和 5 年 1 月 25 日非農地証明を発行しております。

番号 2 番。添付資料は 3 ページから 5 ページです。藤ノ川字才能島 149 番 1、地目、畑、面積、118 m²、外 2 筆あり、合計 3 筆、929 m²です。申請地の 149 番 1 については 20 年以上前に倉庫を建築しており、149 番 3、1313 番については 10 年以上前から耕作しておらず、149 番 3 は原野化、1313 番は竹が生えていたり湿地の状態です。令和 5 年 2 月 2 日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のウ やむを得ない事情によって 10 年以上耕作放棄された土地と、証明基準のエイ 人為的に転用して既に 20 年以上経過している土地と認め、非農地証明を発行しております。

番号 3 番。添付資料は 6 ページから 7 ページです。志和字浜屋敷 551 番、地目、畑、面積、89 m²です。申請地は昭和 7 年の時点で建物が建っておりその後撤去され現在に至っております。令和 5 年 2 月 2 日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のエイ 人為的に転用して既に 20 年以上経過している土地と認め令和 5 年 2 月 6 日、非農地証明を発行しております。

番号 4 番。添付資料は 8 ページから 9 ページです。七里字常助屋敷乙 1315 番 1、地目、田、面積、181 m²です。申請地は 50 年ほど前から駐車場等として利用されています。令和 5 年 2 月 8 日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のエイ 人為的に転用して既に 20 年以上経過している土地と認め非農地証明を発行しております。

窪川地域からは以上です。

事務局

続きまして西部地域からです。

番号 5、添付資料は 10 ページから 11 ページをご覧ください。土地の所在地は、小野字修正田 26 番 1、地目、畑、面積は 397 m²です。他 1 筆あり、合計 2 筆、面積が 643 m²です。申請地は、10 年以上前から管理をしておらず、原野化している状況で、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領 第 4 証明基準のウ やむを得ない事情によって 10 年以上耕作放棄されたため、農地への復旧ができない土地のため、非農地であると認め、令和 5 年 1 月 24 日、担当委員さんと現地確認の結果、非農地証明を発行しております。

続きまして、番号 6、添付資料は 12 ページから 13 ページをご覧ください。土地の所在地は、上宮字カニマチバ 397 番 2、地目、田、面積は 124 m²です。他 1 筆あり、合計 2 筆、面積が 533 m²です。申請地は平成 11 年に居宅を建築し、現在も使

用している状況で、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領 第4 証明基準の人工的に転用した土地で既に20年以上経過している土地のため非農地であると認め、令和5年2月6日、担当委員さんと現地確認の結果、非農地証明を発行しております。以上です。

議長 報告第26号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ、報告第26号は終わります。

議長 続いて、日程第5 議案第45号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第45号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を説明します。議案書は8ページです。申請地の位置図は添付資料の14ページをご覧ください。件数につきましては西部地域の1件です。譲受人、譲渡人の住所・氏名について議案書のとおりです。

番号1、土地の所在地、里川字大田120番11、地目、畑、面積、127㎡です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲渡理由は、本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では、野菜等を栽培する予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 議案第45号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。11番 土居稔委員。

11番 2月20日に譲受人に面会し、現地の確認等を行いました。また、この地区に住む譲渡人のいところからも話を聞いております。

現況は畑であることを確認しています。譲受人は、草刈等を頻繁に行い農地を効率的に利用しています。譲受人は、生コン会社に勤務しておりますが、平日は仕事が終わった後、休日はほぼ毎日当地区に来ておまして、年間150日以上農作業を行っていることを確認しております。

取得する畑の西側は譲受人の田んぼでありまして、東側は谷となっているため、周辺農地に営農上悪影響を与えることは無いと確認しています。

譲渡人の両親は、この畑の北側の宅地に家を建て居住しておりましたが、すでに他界し県外に住む譲渡人が相続しております。県外におりますので、土地等の管理ができないため、この畑と隣接する宅地および家屋を売買するに至ったと聞いております。

なお、譲受人は宅地および家屋を農業用倉庫として活用する予定ですが、草刈等は非常にこまめに行う方ですので、この土地についても適切な管理が期待できると考えております。以上により番号1の所有権移転は問題ないと判断致しました。

た。以上です。

議長 議案第 45 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 45 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 45 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 6 議案第 46 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 46 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を説明します。議案書は 9 ページです。今月は窪川地域の 4 件です。

番号 1 についてご説明します。添付資料は 15 から 16 ページです。

申請地は 1 筆、土地の所在、寺野字永田 307 番 1、地目、畑、面積、1,405 m²の内 11.51 m²の農地です。申請人は、記載のとおりです。転用目的は、墓地、転用理由は、納骨堂の新設です。

農地区分ですが、申請地は、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しない、その他の農地、第 2 種農地と判断しています。

転用計画につきましては、16 ページの土地利用計画図に示している形で、納骨堂を整備する計画です。

周囲の状況・影響については、南側は同意有の農地、その他は、周辺の状況などから農地への影響は特にないものと考えております。墓地の位置についてですが、土地利用計画図をみていただくと、なぜもっと端っこに計画していないのかと思われるかと思いますが、図面向かって左側は倉庫が建っているため、当該倉庫を避けて計画しております。土地の造成計画については特に無く、整地後砂利敷きとします。進入計画については、徒歩にて自己所有農地を経由し進入します。

排水計画については、雨水のみで、自己所有農地内で自然浸透する計画です。

関係法令に基づく、墓地埋葬法の申請は現在申請中であることを担当課で確認しています。資金計画については、金融機関の残高証明書にて必要な事業費を確保していることを確認しています。

続きまして、番号2、添付資料は17ページから18ページです。

申請地は、1筆。土地の所在、見付字壺合奈路506番1、地目、畑、面積173㎡の内27.5㎡の農地です。申請人は、記載のとおりです。転用目的は、墓地、転用理由は、納骨堂の新設です。

農地区分ですが、申請地は10ha以上の農地の広がりがある農地内であり、第1種農地と判断しました。ただし、第1種農地の不許可の例外規定である、「集落に接続」に該当し、第1種農地であっても例外的に許可できると判断しています。

転用計画につきましては、18ページの土地利用計画図に示している形で、納骨堂を整備する計画です。周囲の状況・影響については、西側は申請者の宅地、その他は同意有の農地となっており、特に影響はないものと考えております。土地の造成計画については特に無く、整地後砂利敷きとします。進入計画については、南側の町道より直接進入します。排水計画については、雨水のみで、自己所有農地内で自然浸透する計画です。関係法令に基づく、墓地埋葬法の申請は現在申請中であることを担当課で確認しています。資金計画については、金融機関の残高証明にて必要な事業費を確保していることを確認しています。

続きまして、番号3、添付資料は19ページから20ページです。

申請地は、1筆。土地の所在、口神ノ川字中屋式669番、地目、畑、面積、109㎡の内20㎡の農地です。申請人は、記載のとおりです。転用目的は、墓地、転用理由は、納骨堂の新設です。

農地区分ですが、申請地は10ha以上の農地の広がりがある農地内であり、第1種農地と判断しました。ただし、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第1項第4号の「集落接続」に該当し、第1種農地であっても例外的に許可できると判断しています。転用計画につきましては、20ページの土地利用計画図に示している形で、納骨堂を整備する計画です。

周囲の状況・影響についてですが、周辺の土地はすべて申請者の土地であり、特に影響はないものと考えております。土地の造成計画については特に無く、整地後砂利敷きとします。進入計画については、東側の自己所有地より徒歩にて直接進入します。排水計画については、雨水のみで、自己所有農地内で自然浸透する計画です。関係法令に基づく、墓地埋葬法の申請は現在申請中であることを担当課で確認しています。資金計画については、金融機関の残高証明にて必要な事業費を確保していることを確認しています。

続きまして、番号4、添付資料は21ページから26ページです。

申請地は、4筆。土地の所在、平串字高尾986番9、地目、田、面積373㎡、同所字同986番14、地目、田、面積188㎡、同所字同986番21、地目、畑、面積50㎡、同所字同986番22、地目、畑、面積19㎡、合計4筆 630㎡の農地です。申請人は、記載のとおりです。転用目的は、農家住宅の新設です。転用理由は、高速道路の用地買収に伴い現在の住宅が立ち退きとなるため、現住宅から近く、自己所有地である本申請地に、新たに農家住宅を新設するものです。

農地区分ですが、申請地は、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない、その他の農地、第2種農地と判断しています。転用計画につきましては、22ページの土地利用計画図に示している形で、住宅、農業用倉庫、ビニールハウス、駐車スペース、

物干しスペースなどを整備する計画です。

周囲の状況・影響については、東側は同意有の農地と山林、その他は自己所有地となっており、特に影響はないものと考えております。土地の造成計画については、田の表土を 50 cm取り除いた後に盛土、転圧を行い、表面は砂利敷きとします。

進入計画については、町道から私道を経由し進入します。排水計画についてですが、雨水は自然浸透、汚水は合併浄化槽を設置し、私道の側溝へ排出します。資金計画については、高速道立ち退きによる補償金により、必要な事業費を確保していることを確認しています。説明は以上です。

議長 議案第 46 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番について、4 番 小野重明委員。

4 番 15 日に現地を確認しました。この図面のとおり町道から 1m ぐらい下がったところ。本人の畑の部分で問題ないと思います以上です。

議長 続きまして、番号 2 番。20 番 中城康子委員。

20 番 23 日に現地確認と申請人に面接をしてきました。畑であることを確認しております。

申請して許可があり次第、着工をしたいと言っておりました。面積ですが、必要最小限で問題ないと思います。

隣接するところはすぐ近くに申請人の家がありますが、その他農地ですが、排水に関しても近くに側溝があって、周辺農地には悪影響を与えないと思います。番号 2 番の転用は特に問題ないと判断致しました。

議長 番号 3 番。24 番 市川絢子委員。

24 番 3 番について説明させていただきます。墓地の申請ですが、これは許可があり、次第すぐに取り掛かりたいという意向でありました。それから面積的にも現地を 24 日に確認しておりますが、杭を打ってこの部分ですよということによってやりました。問題ないと思います。

周辺農地は、本人の持ち物ですので、別に特に問題はないと思います。補足になりますけど、この方、十川の方になってますが、どうして口神ノ川にって思うと思うんですけど、この方の実家がすぐ墓地の申請地の横にあるんですけど、そこにお兄さんがよそから帰ってきて、後を継いでやってたらしいんですけど、お亡くなりになって、もう誰もいなくなって、そのお兄さんの子供さん達もこちらへは帰ってこないからということでこの方が後を継ぐようになったようです。先祖のお墓とか、お兄さんのお墓とか建てるにあたって家も遠いので、一つにまとめると言うような意向で、そこの今回の申請になったようです。以上です。

議長 番号 4 番。29 番 石田芳秋委員。

29 番 2月23日に本人に面会して話を聞いてきました。事務局の説明の通り高速道路の立ち退きですので、許可が下り次第、すぐに家を建てたいと言うことです。それから計画も必要最小限で問題ないと思います、そして周辺農地は隣接する所はすべて本人の土地で、排水も既存の水路のところへ浄化槽から流すように計画しておりますので、周辺の農地へ影響を与えることはないと思われま。以上、4番の転用は特に問題ないと判断いたしました。

議長 議案第46号について質疑を許します。質疑はありませんか。
16番 中原英昭委員。

16番 聞きたいことあるんですけど、集落接続と言ってましたけど、墓地にも集落接続ってのは普通に適用されるのかってことと、逆に墓地が集落接続。例えば家建てようとして、そこに墓地あるから墓地とで集落接続とか、そんなのもいいのか確認したいんですけど。

議長 事務局。

事務局 墓地も集落接続の対象というか、日常生活上必要な施設ということで、墓地がなってますので、集落に接続して設置されるのであれば不許可の例外となります。

16番 僕の感覚が間違っているかも分からないですが、僕がこっち来て20年ぐらいになるんですけど、墓地が多いなと思うてたんですよ。和歌山の方ではその家の周りに墓地建てたりしないんで、お寺のところかその墓地園みたいなのこいくのが普通なんですよ。それが必需品的なものではないので、だんだん変わっていくんじゃないかなと思ったら、どんどん出てきてる感じなんで、それはそれでその文化かもしれないけど、という感覚で聞いているんですけど。

事務局 最近、結構山の上の墓地とかも結構お参り行くのも大変で、家の近くに下ろしたいっていう人がすごい多くなってですね。家のすぐそばと言うよりは、若干離しているパターンが多いと思います。一応、県の見解では、日常生活上必要なものということではあります。

16番 墓地があるから家が建つし、家があるから墓地が建つっていう感じ。

事務局 家の場合は、そこを確認しないといけないんですけど、基本的には60mってのがあって。宅地の敷地内から60mの範囲内であれば、建てれる。ただその宅地も2軒以上ないといけないんですけど、そんな要件が満たされたら一応建てれるんですけど、逆のバージョンすみません。あまり墓地に近づいて、家を建てるパターンがないので、また確認させてもらいたいと思います。

議長 他に質疑等はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 46 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 46 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 7 議案第 47 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

議案第 47 号 番号 14 番と 15 番は、議席番号 20 番 中城康子委員が、四万十町農業委員会会議規則第 20 条の議事参与の制限に抵触しますので、まず番号 1 番から 13 番の審議、採決を行い、その後に 20 番 中城康子委員に退席していただき、番号 14 番、15 番の審議、採決を行います。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 47 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。
議案書は 12 ページから、添付資料については 27 ページからになります。別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和 5 年 3 月 1 日付で公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、四万十町長より提出がありましたので、ご審議・決定をお願い致します。

なお、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

件数につきましては窪川地域 12 件、西部地域 3 件、計 15 件となります。

利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。まず番号 1 番から 13 番までを説明します。

番号 1 番、土地の所在地、金上野字天竺野 1946 番 1、地目、田、面積 2,444 m²。他 5 筆あり、合計 6 筆、面積 6,634 m²です。設定は新規になります。期間は令和 5 年 3 月 1 日から令和 10 年 2 月 29 日までの 5 年間です。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は親子間での使用貸借権の設定です。

続いて番号 2 番、土地の所在地、金上野字大岩谷 1642 番、地目、畑、面積 2,000 m²です。設定は更新になります。期間は令和 5 年 3 月 1 日から令和 10 年 2 月 29 日までの 5 年間です。作物は生姜や野菜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

続いて番号3番、土地の所在地、窪川字大平1467番、地目、田、面積1,611㎡。他3筆あり、合計4筆、面積4,466㎡です。設定は更新になります。期間は令和5年3月1日から令和10年2月29日までの5年間です。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

続いて番号4番、土地の所在地、宮内字渡り上り855番1、地目、田、面積408㎡。他5筆あり、合計6筆、面積3,901㎡です。設定は新規になります。期間は令和5年3月1日から令和8年2月28日までの3年間です。作物は水稻、生姜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

続いて番号5番6番は少しまとめて説明します。番号5番、土地の所在地、若井字石神ノ本176番1、地目、田、面積194㎡。他20筆あり、合計21筆、面積18,587㎡です。

番号6番、土地の所在地、若井字立目1155番、地目、田、面積1,516㎡です。全て設定は新規になります。期間は令和5年3月1日から令和25年2月28日までの20年間です。作物は水稻、野菜、サツマイモを栽培する計画です。権利の種類は親族間での使用貸借権の設定です。

続いて番号7番、土地の所在地、天ノ川字小籠山158番2、地目、田、面積243㎡。他4筆あり、合計5筆、面積5,363㎡です。設定は新規になります。期間は令和5年3月1日から令和10年2月29日までの5年間です。作物は人参、玉ねぎを栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

続いて番号8番、土地の所在地、市生原字夏ヤケ550番1、地目、田、面積652㎡。他1筆あり、合計2筆、面積1,195㎡です。設定は新規になります。期間は令和5年3月1日から令和15年2月28日までの10年間です。作物はサツマイモを栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

続いて番号9番、土地の所在地、奥呉地字新改288番1、地目、田、面積540㎡。他2筆あり、合計3筆、面積2,650㎡です。設定は更新になります。期間は令和5年3月1日から令和5年12月31日までの10か月間です。作物はソルゴーを栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

続いて番号10番、土地の所在地、土居字立石355番1、地目、田、面積1,840㎡です。設定は新規になります。期間は令和5年3月1日から令和10年2月29日までの5年間です。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

事務局

番号11、土地の所在地、大井川字鷺ノ巣333番、地目、田、面積、862㎡です。設定は新規になります。期間は、令和5年3月1日から令和7年2月28日までの2年になります。作物はセンブリを栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号12、土地の所在地、大井川字沖川2450番、地目、田、面積、358㎡です。設定は更新の設定になります。期間は、令和5年3月1日から令和10年2月29日までの5年になります。作物はナバナ等を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

事務局 続いて番号 13 番、土地の所在地、金上野字堂免 1217 番 1、地目、田、面積 1,587 m²。他 2 筆あり、合計 3 筆、面積 2,963 m²です。設定は更新になります。期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 2 年間です。作物は生姜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。説明は以上になります。

議長 議案第 47 号 番号 1 番から 13 番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番、2 番を一括で。20 番 中城康子委員。

20 番 番号 1 番ですが、23 日に貸出人と面接して確認致しました。借受人は新規就農して農地を効率的に利用して生姜を作付けしております。現在は認定農業者ではありませんが、今後は地域の担い手となる方だと思います。貸出人とは親子関係でもあり、この案件は問題ないと判断致します。

2 番ですが、貸出人借受人と 27 日、昨日ですが、面接を致しました。借受人は農地を効率的に利用しております。借り受けた畑は草刈り等を綺麗にして管理されておりました。更新でもありまして、問題はないと考えました。以上です。

議長 番号 3 番。21 番 岡村博晶委員。

21 番 番号 3 について、2 月 26 日に現地確認と借受人から確認いたしました。相続で利用権設定をし直したということで、この方が県外在住者で再設定をしたそうです。数年前から借受人が耕作しており、内容も利用集積計画のとおりで特に問題ないと判断します。以上です。

議長 番号 4 番。2 番 掛水誠幸委員。

2 番 4 番の説明をさせていただきます、2 月 20 日に電話にて確認しました。本人は私が知らない人やったら、どうしても面会をしたいと思っていましたが、利用権の設定を受ける者は、JA の選果場で、以前に働かれておりました、数年間お付き合いもありましたので、電話で確認をしたことで済ませました。利用権の設定を受ける者は新規就農者として現在、生姜 20 a と米 20 a を栽培しております。年間 150 日以上農作業に従事しており、農地を効率的に利用していることを確認して参りました。で、その日の午後に現地確認を行いました。利用権設定を受ける者の父親が亡くなられて、以前は設定をする者の父親が稲を作っておりましたが綺麗に畦畔なども刈られておりました。周辺農地につきましては設定をする者の農地でありまして、特に問題ないものと思います。議案のとおりの設定期間や植え付け予定作物の間違いないかの確認をしてまいりました。そのとおりであるということでした。

電話で確認した後で図面をよく見ると 38 ページの図面をご覧ください。

38 ページのですね、左の図面ですが、向かって 2195、2196、2197 となっていて 2196 が今回の設定に含まれておりません、おかしいと思ひまして設定をする方、貸出人の方に面会をして参りました。当初貸す予定であったけれども、生姜の

差し込みをしてるということで水が抜けるので、今年度は稲も作れないということで、その右にある 855-1、855-4、それから 80-1、57-11、この田んぼについては 1 筆になっておりますが、これを後から貸出するようになったということで、2196 につきましては、本年は耕作しないけれども草刈等の管理はするということで確認してまいりました。特に問題ないと思います。

議長 続きます、番号 5 番 6 番を一括で。23 番 西内一隆委員。

23 番 番号 5 番、6 番まとめて報告します。番号 5 番、6 番について 2 月 23 日、現地で借受人と確認しました。現況地目は記載されている通り、田と畑で借受人はピーマンと水稻栽培する専業農家で新規設定ですが、家族間の使用貸借の設定なので問題がないと判断致しました。

議長 続きます、番号 7 番。4 番 小野重明委員。

4 番 16 日に地主のお母さんに、まずは出し手の方の話を聞いてきました。昨年までは支援センターに何年か大豆なんかを作ってもらって、あと 1 年か 2 年で支援センターから返されるということで、思案していたところ、この天ノ川出身で現在のところは松葉川に住んでいるようですが、この方が今年借りてから生姜を作る予定だったけど、価格安で生姜作りを断念したということで、生姜を作りたかったけど、人参・玉ねぎに変更したということです。人参・玉ねぎは本年度の秋になるわけで、現在のところは支援センターがちゃんと耕うんしてくれて草刈りもちゃんとして、綺麗な状態ですけれども、この夏場を過ぎて人参・玉ねぎの栽培を始める頃にはどうなってるのか、これから先様子を観察せんといかんなと思っております。

議長 続きます、番号 8 番。27 番 市川正司委員。

27 番 8 番の案件ですが、下元誠一郎委員より書面をもらっております。それを話します。2 月 27 日現地を確認し、貸出人及び借受人双方より電話にて話を伺ったそうです。借受人は東又の方でも、大型施設にてトマト栽培も行っていて、年間 150 日以上農作業に従事しているそうです。

借受人は当集落へは 3、4 年前頃より借地にて栗やサツマイモの栽培を行っております。現況が田であることや周辺農地にも悪影響がないことを確認しております。計画案のとおり問題がないと判断をいたします。とのことでした。

補足ですが、私が見に行ったところ、この前借りたところですが、竹やぶが生い茂ってとてもじゃないが、耕作できるような状態にはなっておりませんが、重機を持ってきて天地返しをする予定だそうです。以上です。

議長 続きます、番号 9 番。28 番 大西博之委員。

28 番 番号 9 番について、借受人から確認をいたしました。借受人は、地域の担い手

でもあって、水稻と生姜を作付けしておりますが、皆さんもご存知のとおり、去年、生姜が底値だったんで、本来なら生姜を植えたいという意向だったんですけども、この安い時植えても赤字になるということで、今回は更新してソルゴーを植えて土づくりをするということでした。更新でもあり特に問題はないと思います。以上です。

議長 続きまして、番号 10 番。30 番 澤田憲男委員。

30 番 番号 10 番について、昨日借受人から確認をとっております。農地は田であること確認しております。借受人は、農業経験が豊富で年間 150 日以上従事しております。

内容も利用集積計画とおりで新規の設定ですが、特に問題ないと判断します。以上です。

議長 続きまして、番号 11 番、12 番一括で。34 番 平野直人委員。

34 番 番号 11 番につきまして、2 月 21 日に電話で確認をしました。

耕作者の農業の状況は年間 150 日以上農作業に従事していることを確認しております。そして、現地確認をしたところ、周辺農地に悪影響を与えないということも確認しております。そして、内容も利用権設定の内容どおりです。新規ではありますが、特に問題ないと判断します。

次、12 番につきましても 2 月 24 日に電話で確認しました。

農作業も 150 日以上農作業に従事していることを確認しております。現地確認をしたところ、周辺農地に悪影響を与えないことも確認しております。内容も利用権設定の内容のとおりでした。更新でもあり、特に問題はないと判断します。以上です。

議長 続きまして、番号 13 番。1 番 下元弘章委員。

1 番 13 番について借受人から確認しました。借受人は認定農業者であり、地域の担い手であります。現地確認をしました。農地として利用されており、なんら問題がないと思います。それから利用権を設定する土地、設定する利用権は利用集積計画のとおりです。再設定でもあり、特に問題ないと判断します。

議長 議案第 47 号 番号 1 番から 13 番について質疑を許します。質疑はありませんか。16 番 中原英昭委員。

16 番 えっと聞きたいことがあって、1 番と 5 番、6 番の親子間での使用貸借、これってどう必要なことなんですかねっていうのを確認したいんです。

必要とするならば、なぜか、なぜ必要なのかっていうのを教えていただきたい。親子間で田んぼを誰が耕すとかっていうのはものすごい流動的なもので、わざ

わざそんなことする必要があるのでかなと思って聞いています。

議長 事務局。

事務局 お答えします。1番、5番、6番の借受人については認定新規就農者で、事業を使って補助金もらっていて、その要件に一応親子間であってもその人が耕作する利用権設定というものが、要件に加わっているので今回設定させていただいています。

16番 補助金をいただくためについてことですか。

事務局 そういうことです。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第47号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号1番から13番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第47号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号1番から13番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号14番及び15番の審議を行いますので、20番 中城康子委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 14番、15番については少しまとめて説明します。

番号14番、土地の所在地、金上野字堂免1225番、地目、田、面積367㎡です。

番号15番、土地の所在地、金上野字堂免1218番1、地目、田、面積1,436㎡。他1筆あり、合計2筆、面積1,685㎡です。

全て設定は更新になります。期間は令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間です。作物は生姜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。説明は以上です。

議長 議案第47号 番号14番と15番について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。14番、15番一括で。1番 下元弘章委員。

- 1 番 14 番、15 番について説明します。14 番、15 番について借受人から確認しました。借受人は認定農業者で地域の担い手であります。現地確認をして農地として利用されており、周辺にも何の問題ないと思います。
- 利用権を設定する土地、利用権設定する条件については利用集積計画のとおりです。再設定であり特に問題ないと判断します。
- 議長 議案第 47 号 番号 14 番と 15 番について質疑を許します。質疑はありませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
- 議案第 47 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 14 番及び 15 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。
- 議長 挙手全員であります。
- よって、議案第 47 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 14 番及び 15 番は、原案のとおり可決されました。
- 20 番 中城康子委員の除斥をとき、着席をしていただきます。
- 議長 中城康子委員、番号 14 番及び 15 番は、原案のとおり可決されました。
- 議長 続いて、日程第 8 議案第 48 号「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を議題とします。
- 議案第 48 号 番号 8 番は、議席番号 2 番 掛水誠幸委員が、四万十町農業委員会会議規則第 20 条の議事参与の制限に抵触しますので、まず番号 1 番から 7 番の審議、採決を行い、その後に 2 番 掛水誠幸委員に退席をしていただき、番号 8 番の審議、採決を行います。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第 48 号「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を説明します。
- 議案書は 19 ページからです。添付資料は 74 ページからご覧ください。
- 別紙のとおり農用地利用配分計画案に対する意見決定について、四万十町長より提出がありましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により意見の決定を求められたものです。審議、決定をお願い致します。
- 件数につきましては窪川地域の 8 件です。8 件すべて再配分となります。権利の設定を受ける者の氏名・住所についてはお手元の議案書のとおりです。初めに 1 番から 7 番までを説明します、

番号1、土地の所在地、西川角字常楽坊948番、地目、田、面積、2,953㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和9年11月30日までとなっております。作物は、水稻を栽培する計画です。

続いて番号2番、土地の所在地、西川角字大見畑335番1、地目、田、面積、361㎡。他2筆あり、合計3筆、面積5,860㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和9年11月30日までとなっております。作物は、水稻を栽培する計画です。

続いて番号3番、土地の所在地、西川角字野田747番、地目、田、面積、3,082㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和9年11月30日までとなっております。作物は、水稻を栽培する計画です。

続いて番号4番、土地の所在地、西川角字常林755番、地目、田、面積、2,306㎡。他2筆あり、合計3筆、面積8,423㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和10年1月3日までとなっております。作物は、水稻を栽培する計画です。

続いて番号5番、土地の所在地、八千数字横田719番、地目、田、面積、1,924㎡。他1筆あり、合計2筆、面積3,833㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和7年11月30日までとなっております。作物は、水稻を栽培する計画です。

続いて番号6番、土地の所在地、八千数字上ヤシキ794番、地目、田、面積、1,237㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和7年11月30日までとなっております。作物は、水稻を栽培する計画です。

続いて番号7番、土地の所在地、八千数字上ヤシキ787番、地目、田、面積、2,096㎡。他1筆あり、合計2筆、面積4,493㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は、地番787番については県認可日から令和7年11月30日まで、地番788番については県認可日から令和10年10月31日までとなっております。作物は、水稻を栽培する計画です。説明は以上になります。

議長 議案第48号 番号1番から7番について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。番号1番から4番まで一括で。22番 西井健夫委員。

22番 24日、26日にかけてこの4件の方々にお話を聞かせていただきました。
1番と3番と4番は24日に内容を説明していただきまして、中山間の期間だけはなんとか自分たちで耕作していこうと。3番も借受けをする方がなんとかこの期限内には耕作をしていこうと。それから後に対しては個人的に考えていただくということに本人も言ってますので、今の時点ではこれが最善の策ではないかと思っておりますので、特に問題はないと思います

議長 続きまして、番号5番、6番、7番を一括で。31番 武市敏男委員。

31番 5から7番について一括で説明させていただきます。順番にまず5番の方なんで

すが、26日に借受人と現地確認をしました。借受人は長年農業をされる経験豊富な地域を担っている方です。また、地区の営農組合の組合長もされており、150日以上以上の農作業も確認しております。また、周辺地にも影響を与えないように地区の事全体を考えておりました。また、水稻をやるということです。

次の6番につきまして、借受人に昨日27日に確認しました。水稻と生姜を作っておりますが、借受人につきまして、経験豊富な地域でやる気のある若い担い手です。年間150日以上以上の農作業を確認しており、周辺農地に影響を与えないように頑張ると言っていました。水稻であることも確認しております。

続きまして7番ですが、7番につきましても、借受人に26日に現地確認してきました。借受人も現在、兼業農家の方なんです地区を代表する経験豊富な若い担い手の方です。本人も意欲的に農業を添付資料にもありますが、水稻をやっておりますので、年間150日以上であることも確認しております。

なお、この3件につきましても、前の耕作者がこの地区から離れるということで、再配分の形になっておりますが、この5、6、7番については特に問題ないと判断致します。以上です。

議長 議案第48号 番号1番から7番について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。
38番 秋田公幸委員。

38番 全てが使用貸借権ということになってますが、賃借料が無いということですが、その理由がわかれば教えていただきたいと思えます。

事務局 機構を通して権利を設定する際に、物納の場合、あるいは年ごとの収穫量が違うことにより賃借料が変動する場合は、使用貸借に設定し双方で受け渡しが行なわれていたりします。今回もそのような案件だと思われま。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第48号「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」番号1番から7

番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 48 号「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」番号 1 番から 7 番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号 8 番の審議を行いますので、2 番 掛水誠幸委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 番号 8 番を説明します。

土地の所在地、宮内字大宮田 1915 番、地目、田、面積、1,897 m²。他 4 筆あり、合計 5 筆、面積 12,403 m²です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和 8 年 10 月 31 日までとなっております。作物は、水稲を栽培する計画です。説明は以上です。

議長 議案第 48 号 番号 8 番について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。番号 8 について 22 番 西井健夫委員。

22 番 26 日に話を聞いてまいりました。設定を受ける者は、ピーマンを 3 反ぐらいやっております。今のところピーマンを専属でやっています。この今回 12,403 m²ということに関しましては、これも先ほど説明したように、宮内地区も中山間直接支払に入ってます。そういうことで設定をする者は、もう今年で農業をやめるということでこれも地元で誰かが耕作をしないといかんということになってますので、設定を受ける者がこういう形で設定を受けました。この方も今はお父さんがまだ 2.5ha 農業をやっておりますけれども、これを機にピーマンとこの借り受けするところを、経営移転をしようかという形で、移転をしています。認定農業者に今申請をしているということです。

これからこの特に宮内の場合は 4 人ほどこういう形で新規就農者みたいな形で、若者が後を継ぐような形になってます。本当に宮内の若い人は、こういう後継者になっていただいて、非常にありがたく思っています。今後、この人らを中心に、この部落は耕作をしていけるんじゃないかと思っておりますので、今回は特に問題はないと思います。

議長 議案第 48 号 番号 8 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 48 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」番号 8 番を、
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 48 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」番
号 8 番は、原案のとおり可決されました。
2 番 掛水誠幸委員の除斥をとき、着席していただきます。

議長 掛水誠幸委員、番号 8 番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 9 その他の件について議題とします。
事務局ではありませんか。

事務局 農業者年金推進部長についてです。今、宮崎さんと中原さんをお願いをしており
ます農業者年金推進部長ですが、2 月までの任期となっております。引き続きお 2
人をお願いをしたいのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局 ありがとうございます。宮崎さん、中原さん引き続きどうかよろしく願いいた
します。

事務局 続きまして、地域計画の今後の予定ということで、今現在で分かっていることを
お知らせしておこうかと思えます。お手元の方に A3 の用紙をお配りしております。
こちらの資料は 2 月 14 日に、こういう計画を立てまして、農林の方から県に提
出したものを、委員さんに協力してもらいたいところを色を変えまして、お配りを
しております。目安として見ていただければと思います。この地域計画ですけれど
も、お終いが決まっております、令和 6 年度末、令和 7 年の 3 月に完成しなければ
いけないということになっております。今、農林と担当の方で考えておりますの
が基本的には、人・農地プランの時と同じ感じで進めていくようになるのではない
かという風になっております。この表の黄色い色で塗っている協議の取りまとめは、
座談会のこととなります。これは令和 5 年の 7 月からを予定しております。時間で
すが前は夕方から行っておりましたが、農家の方のご希望もお聞きして、昼間のほ
うがいいということでしたら、昼間も考えているということです。
大正、十和地区は若干やり方が違って来るかもしれませんので、時期とか時間が
変わってくるかもしれません。前回の人・農地プランの時は、窪川の場合は 1 回に
2 つから 3 つの集落に来てもらいまして、5 年後耕作できなくなる場所を誰が作
っていくのか聞いて地図に書き込んでいきました。今回も座談会では各担当地区の
委員さんは前回と同じように来ていただきまして、助言者として参加して欲しいと
思っております。

また、その時に地域の中山間の方の代表者の方とか、中心経営体の人とか、農地の全体のことなんかを知っている方とかに、委員さんの方からいついつ座談会があるのでっていうような参加の声掛けをお願いしたいなと思っております。

一番心配しております地図ですけれども、今のところ前回の物を利用してやりたいと思っております。前回、参加された委員さんは分かると思いますけど、いっぱい書き込んでおり、それに書き込むと見づらくなりますので、新たに印刷して使うのかどうかっていうところを今農林と検討中です。

タブレットの方ですけれども、今現在どのようにして入力したら、どんなものができるとかいう細かな説明がまだなされておられません。ですので、まずは前回の地図を使って進めていき、後日入力しなければいけないことになってきましたら事務局で頑張ると言うことになっております。なるべく委員さんの方にはご負担はかけないようにしようと思っております。また、今後また国の方も色々と変わってきてますので、またわかり次第、順次お伝えをして行きたいと思っております。その節はよろしく申し上げます。

議長 他に質問等ございませんでしょうか。

議長 それでは、これをもちまして、令和4年度 四万十町農業委員会 2月総会を閉会いたします。ご起立願います。礼。ありがとうございました。

閉会 午後4時15分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和5年 月 日

会 長

署名委員 10 番

署名委員 36 番
